

公益社団法人埼玉デザイン協議会 寄付金取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人埼玉デザイン協議会（以下「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 個人又は団体から使途を特定せずに受領する寄付金
 - (2) 特定寄付金 個人又は団体から使途を特定して受領する寄付金
- 2.この規定における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3.当法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の使途)

第3条 一般寄付金は、定款第8条に準じて5%以上45%以内を公益目的事業に使用し、残額を収益事業及び管理費に使用するものとする。

- 2.前項については、寄付者にこの規定を示し、了解を得るものとする。
- 3.特定寄付金は、全額を寄付者の特定した使途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2.前項の受領書には、当法人への寄付金である旨、寄付金額及び受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはその恐れがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合。
- (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
- (3) 寄付金の受け入れに起因して、当法人に著しく資金負担が生じる場合。

- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの、及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第6条 当法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務局に備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

2.寄付者に対する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議決により行なうものとする。

付則

この規定は、平成 25 年 6 月 23 日から施行する。